

1年生 保護者 様

大阪市立北鶴橋小学校
校長 川崎 菜穂子

就学援助の支給についてのお知らせ(一般認定)

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、就学援助につきまして、大阪市教育委員会で審査の結果、一般認定(6/30 締切分)となりました方への支給内容が次のとおりとなりましたので、通知させていただきます。

なお、支給される就学援助費は、この制度の趣旨に添い、お子さんの学校教育のためにお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

注) この文書は、就学援助費の認定となられていない方も含め全員配布しています。なお、早期1認定となられた方は2月通知の「就学援助の認定を受けられた方へ」、早期2認定となられた方は6月6日付のお知らせのとおりで、変更はありません。

また、年度途中であっても、就学援助の申請は随時受け付けています。経済状況の変化などにより、援助を希望される場合は、申請書及び申請を証明する書類を提出してください。支給金額につきましては認定された日によって変わります。

○支給予定日と支給額について

1年生				合計
費目 支給 予定日	児童費	学校給食費	入学準備金	
10/7(火)	11,100円 (4~7月分)		57,060円	68,160円

※学校徴収金等について、詳しくは、裏面「就学援助の認定を受けた場合の納入について」をご参照ください。

※転出に伴い、徴収金の精算をした場合は就学援助費を戻入していただくことがありますのでご了承ください。

※必ずお読みください

●口座振込みを希望されている場合は、上記の支給日に就学援助登録口座に振り込まれます。しかし、7月分までの学校徴収金(児童費)が未納の場合は、就学援助費から学校徴収金未納分を差し引いた残りの金額が振り込まれます。

●生活保護を同時に受給されている場合、修学旅行のみが就学援助費からの支給対象となります。

●支給日および支給額に変更があった場合を除いて、今後、就学援助支給についての通知はしませんので、必要なご家庭はこの通知書は1年間大切に保管してください。

QRコードを読み取ることで、
北鶴橋小学校HPの配布文書でも
ご覧いただけます。



就学援助の支給についてのお知らせ(一般認定)

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、就学援助につきまして、大阪市教育委員会で審査の結果、一般認定(6/30 締切分)となりました方への支給内容を次のとおりとなりましたので、通知させていただきます。

なお、支給される就学援助費は、この制度の趣旨に添い、お子さんの学校教育のためにお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

注) この文書は、就学援助費の認定となられていない方も含め全員配布しています。なお、早期2認定となられた方は6月6日付のお知らせのとおりで、変更はありません。

また、年度途中であっても、就学援助の申請は随時受け付けています。経済状況の変化などにより、援助を希望される場合は、申請書及び申請を証明する書類を提出してください。支給金額につきましては認定された日によって変わります。

○支給予定日と支給額について

		2 年 生		合 計
費 目		児 童 費	学 校 給 食 費	
支 給 予 定 日				
1 0 / 7 (火)		10,100 円 (4 ～ 7 月 分)		10,100 円

※学校徴収金等について、詳しくは、裏面「就学援助の認定を受けた場合の納入について」をご参照ください。

※転出に伴い、徴収金の精算をした場合は就学援助費を戻入していただくことがありますのでご了承ください。

※必ずお読みください

●口座振込みを希望されている場合は、上記の支給日に就学援助登録口座に振り込まれます。しかし、7月分までの学校徴収金(児童費)が未納の場合は、就学援助費から学校徴収金未納分を差し引いた残りの金額が振り込まれます。

●生活保護を同時に受給されている場合、修学旅行のみが就学援助費からの支給対象となります。

●支給日および支給額に変更があった場合を除いて、今後、就学援助支給についての通知はしませんので、必要なご家庭はこの通知書は1年間大切に保管してください。

QRコードを読み取ることで、
北鶴橋小学校 HP の配布文書でも
ご覧いただけます。



3年生 保護者 様

大阪市立北鶴橋小学校
校長 川崎 菜穂子**就学援助の支給についてのお知らせ(一般認定)**

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、就学援助につきまして、大阪市教育局で審査の結果、一般認定(6/30 締切分)となりました方への支給内容を次のとおりとなりましたので、通知させていただきます。

なお、支給される就学援助費は、この制度の趣旨に添い、お子さんの学校教育のためにお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

注) この文書は、就学援助費の認定となられていない方も含め全員配布しています。なお、早期2認定となられた方は6月6日付のお知らせのとおりで、変更はありません。

また、年度途中であっても、就学援助の申請は随時受け付けています。経済状況の変化などにより、援助を希望される場合は、申請書及び申請を証明する書類を提出してください。支給金額につきましては認定された日によって変わります。

○支給予定日と支給額について

費 目 支給 予定日	3年生		合計
	児童費	学校給食費	
10/7(火)	8,700円 (4~7月分)		8,700円

※学校徴収金等について、詳しくは、裏面「就学援助の認定を受けた場合の納入について」をご参照ください。

※転出に伴い、徴収金の精算をした場合は就学援助費を戻入していただくことがありますのでご了承ください。

※必ずお読みください

●口座振込みを希望されている場合は、上記の支給日に就学援助登録口座に振り込まれます。しかし、7月分までの学校徴収金(児童費)が未納の場合は、就学援助費から学校徴収金未納分を差し引いた残りの金額が振り込まれます。

●生活保護を同時に受給されている場合、修学旅行のみが就学援助費からの支給対象となります。

●支給日および支給額に変更があった場合を除いて、今後、就学援助支給についての通知はしませんので、必要なご家庭はこの通知書は1年間大切に保管してください。

QRコードを読み取ることで、
北鶴橋小学校 HP の配布文書で
もご覧いただけます。



4 年生 保護者 様

大阪市立北鶴橋小学校
校長 川崎 菜穂子**就学援助の支給についてのお知らせ(一般認定)**

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、就学援助につきまして、大阪市教育局で審査の結果、一般認定(6/30 締切分)となりました方への支給内容を次のとおりとなりましたので、通知させていただきます。

なお、支給される就学援助費は、この制度の趣旨に添い、お子さんの学校教育のためにお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

注) この文書は、就学援助費の認定となられていない方も含め全員配布しています。なお、早期 2 認定となられた方は 6 月 6 日付のお知らせのとおりで、変更はありません。

また、年度途中であっても、就学援助の申請は随時受け付けています。経済状況の変化などにより、援助を希望される場合は、申請書及び申請を証明する書類を提出してください。支給金額につきましては認定された日によって変わります。

○支給予定日と支給額について

費 目 支給 予定日	4 年生		合計
	児童費	学校給食費	
10/7 (火)	9,800 円 (4~7 月分)		9,800 円

※学校徴収金等について、詳しくは、裏面「就学援助の認定を受けた場合の納入について」をご参照ください。

※転出に伴い、徴収金の精算をした場合は就学援助費を戻入していただくことがありますのでご了承ください。

※必ずお読みください

●口座振込みを希望されている場合は、上記の支給日に就学援助登録口座に振り込まれます。しかし、**7 月分までの学校徴収金(児童費)が未納の場合は、就学援助費から学校徴収金未納分を差し引いた残りの金額が振り込まれます。**

●**生活保護を同時に受給されている場合、修学旅行のみが就学援助費からの支給対象となります。**

●支給日および支給額に変更があった場合を除いて、今後、就学援助支給についての通知はしませんので、**必要なご家庭はこの通知書は 1 年間大切に保管してください。**

QR コードを読み取ることで、
北鶴橋小学校 HP の配布文書でも
ご覧いただけます。



5年生 保護者 様

大阪市立北鶴橋小学校
校長 川崎 菜穂子

就学援助の支給についてのお知らせ(一般認定)

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、就学援助につきまして、大阪市教育局で審査の結果、一般認定(6/30 締切分)となりました方への支給内容を次のとおりとなりましたので、通知させていただきます。

なお、支給される就学援助費は、この制度の趣旨に添い、お子さんの学校教育のためにお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

注) この文書は、就学援助費の認定となられていない方も含め全員配布しています。なお、早期2認定となられた方は6月6日付のお知らせのとおりで、変更はありません。

また、年度途中であっても、就学援助の申請は随時受け付けています。経済状況の変化などにより、援助を希望される場合は、申請書及び申請を証明する書類を提出してください。支給金額につきましては認定された日によって変わります。

○支給予定日と支給額について

費 目 支給 予定日	5 年 生			合 計
	児童費	学校給食費	自然体験学習費 (実費)	
10/7(火)	11,700 円 (4~7月分)		16,487 円	28,187 円

※学校徴収金等について、詳しくは、裏面「就学援助の認定を受けた場合の納入について」をご参照ください。

※転出に伴い、徴収金の精算をした場合は就学援助費を戻入していただくことがありますのでご了承ください。

※必ずお読みください

●口座振込みを希望されている場合は、上記の支給日に就学援助登録口座に振り込まれます。しかし、**7月分までの学校徴収金(児童費)が未納の場合は、就学援助費から学校徴収金未納分を差し引いた残りの金額が振り込まれます。**

●**生活保護を同時に受給されている場合、修学旅行のみが就学援助費からの支給対象となります。**

●支給日および支給額に変更があった場合を除いて、今後、就学援助支給についての通知はしませんので、**必要なご家庭はこの通知書は1年間大切に保管してください。**

QRコードを読み取ることで、
北鶴橋小学校 HP の配布文書でも
ご覧いただけます。



6年生 保護者 様

大阪市立北鶴橋小学校
校長 川崎 菜穂子

就学援助の支給についてのお知らせ(一般認定)

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、就学援助につきまして、大阪市教育委員会で審査の結果、一般認定(6/30 締切分)となりました方への支給内容を次のとおりとなりましたので、通知させていただきます。

なお、支給される就学援助費は、この制度の趣旨に添い、お子さんの学校教育のためにお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

注) この文書は、就学援助費の認定となられていない方も含め全員配布しています。なお、早期2認定となられた方は6月6日付のお知らせのとおりで、変更はありません。

また、年度途中であっても、就学援助の申請は随時受け付けています。経済状況の変化などにより、援助を希望される場合は、申請書及び申請を証明する書類を提出してください。支給金額につきましては認定された日によって変わります。

○支給予定日と支給額について

6年生				合計
費目 支給 予定日	児童費	給食費	修学旅行費 (実費)	
10/7(火)	33,700円 (4~7月分)			33,700円
12/5(金)			約21,000円	約21,000円

※学校徴収金等について、詳しくは、裏面「就学援助の認定を受けた場合の納入について」をご参照ください。

※転出に伴い、徴収金の精算をした場合は就学援助費を戻入していただくことがありますのでご了承ください。

※必ずお読みください

●口座振込みを希望されている場合は、上記の支給日に就学援助登録口座に振り込まれます。しかし、7月分までの学校徴収金(児童費)が未納の場合は、就学援助費から学校徴収金未納分を差し引いた残りの金額が振り込まれます。

●生活保護を同時に受給されている場合、修学旅行のみが就学援助費からの支給対象となります。

●支給日および支給額に変更があった場合を除いて、今後、就学援助支給についての通知はしませんので、必要なご家庭はこの通知書は1年間大切に保管してください。

QRコードを読み取ることで、
北鶴橋小学校 HP の配布文書でも
ご覧いただけます。



就学援助の認定を受けた場合の学校徴収金納入について

① 児童費

原則として、学校徴収金の振替指定口座から振り替え（基本毎月 26 日）、又は、現金徴収（次月第 2 週頃）をさせていただきます。

4～7 月分の児童費に未納が生じている場合は、就学援助費から、学校徴収金未納分を差し引いた残りの金額を保護者の方に支給いたします。

② 給食費

今年度は、保護者負担が無い場合、就学援助費の支給はありません。

③ 積立金（5 年生・6 年生対象）

行事実施前に資金準備が必要となりますので、これまでどおり、事前に学校徴収金の振替指定口座から振り替え、又は現金徴収させていただきます。

自然体験学習・修学旅行実施後に就学援助費から実費額が保護者の方へ支給されます。
なお、積立金の残金は行事終了時に返金します。

④ P T A 会費（就学援助支給対象外）

4～7 月分学校徴収金として、学校徴収金の振替指定口座から振り替え、又は現金徴収させていただきます。

未納が生じていても、就学援助支給額から充てることができませんので、必ず収めていただく事となります。